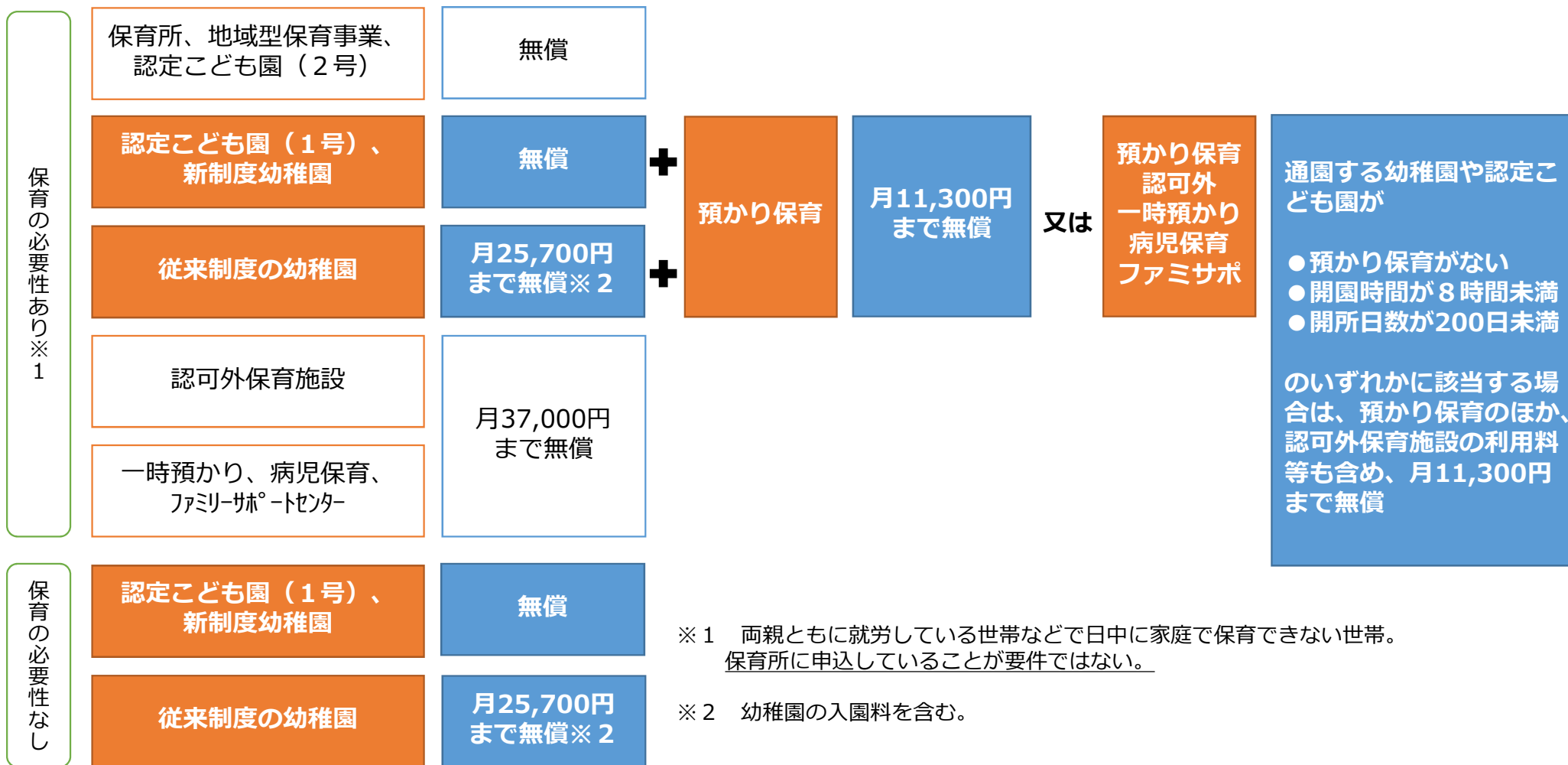


幼児教育無償化について

(私立幼稚園等在園児の保護者向け)

令和元年（2019年）7月 西宮市

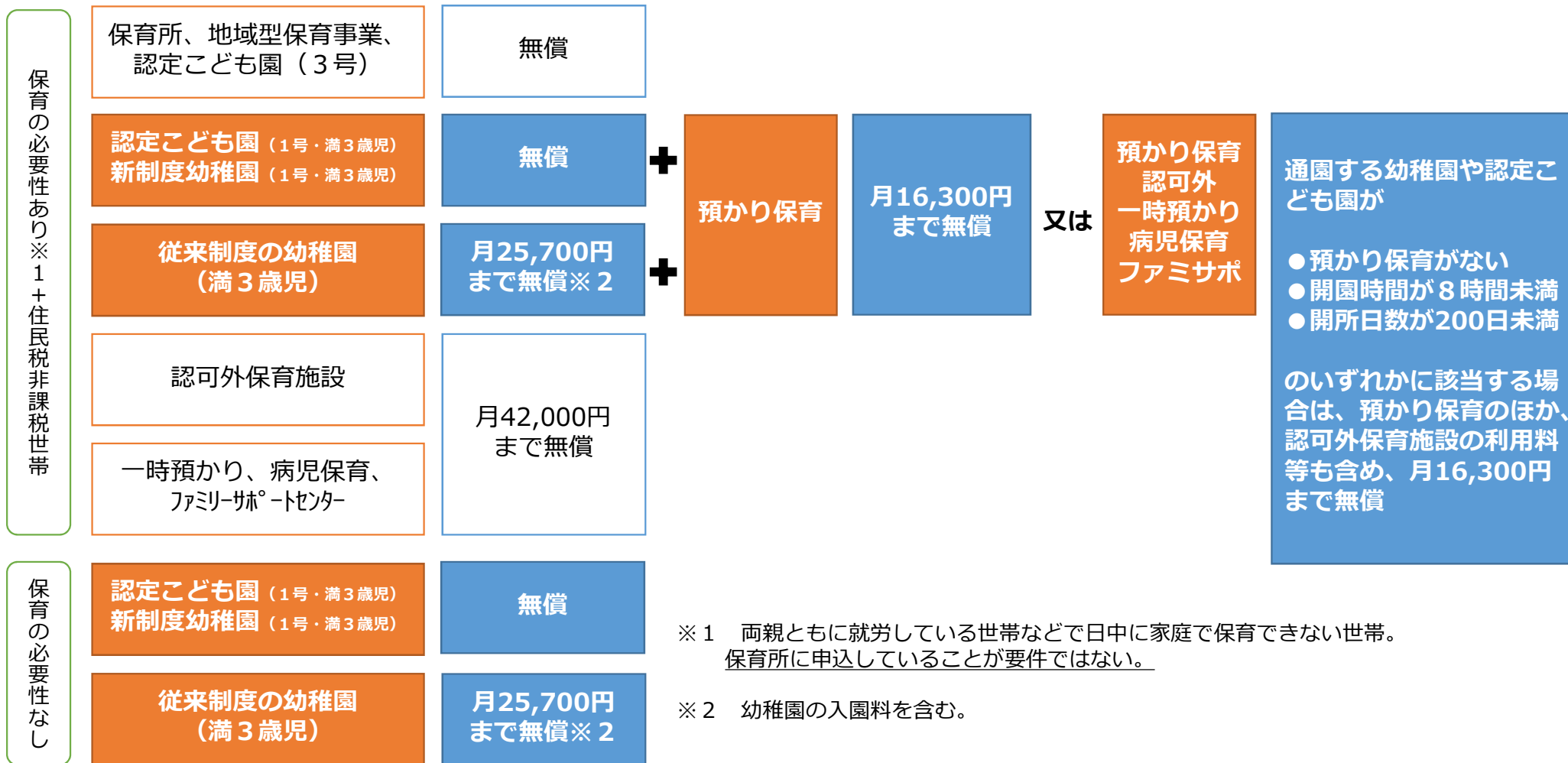
無償化の対象範囲（3～5歳児）



※1 両親ともに就労している世帯などで日中に家庭で保育できない世帯。保育所に申請していることが要件ではない。

※2 幼稚園の入園料を含む。

無償化の対象範囲（0～2歳児）



※1 両親ともに就労している世帯などで日中に家庭で保育できない世帯。
保育所に申請していることが要件ではない。

※2 幼稚園の入園料を含む。

新制度の幼稚園や認定こども園（1号）の保育料はどうなるの？

■～9月

市が保護者の所得に応じて保育料を決定。保育料は保護者が園に支払い。

■10月～

市が保育料を決定（**0円**）。保育料の支払いはなくなります。

※給食費、教材費、通園バス代などは、無償化の対象外となりますので、

これまでどおりお支払いが必要となります。

毎月の納付額に何が含まれているのか等、詳しくは各園にお尋ねください。

従来制度の幼稚園の保育料はどうなるの？（その1）

■～9月

園が保育料等（保育料＋入園料）を決定。保育料等は保護者が園に支払い。
保育料等の負担軽減のため、市から保護者の所得に応じて就園奨励助成金を交付。

■10月～

園が保育料等（保育料＋入園料）を決定。

月額25,700円を上限に保育料等（保育料＋入園料月額）を

保護者に代わって、市から園に支払い。

※保育料等が25,700円を超える場合は、その差額を保護者が園に支払い。

**※給食費、教材費、通園バス代などは、無償化の対象外となりますので、
これまでどおりお支払いが必要となります。詳しくは各園にお尋ねください。**

従来制度の幼稚園の保育料はどうなるの？（その2）

- 例えば、入園料60,000円、保育料が月額28,000円の場合

保育料だけで上限を超過

→ 市から幼稚園に上限の25,700円を支給。

上限を超過する部分（28,000円－25,700円）＝2,300円／月

は、保護者から幼稚園に支払い

従来制度の幼稚園の保育料はどうなるの？（その3）

- 例えば、入園料60,000円、保育料が月額20,000円の場合

入園料60,000円÷12か月＝5,000円（入園料月額）

保育料月額20,000円＋入園料月額5,000円＝25,000円

上限の範囲内 → 25,000円全額を市から幼稚園に支給。保護者から幼稚園への支払いなし

【おさらい】

- ・入園料と保育料を合わせて、**月額25,700円を上限**に無償化の対象。
- ・入園料は入園初年度に、**月額に換算して無償化**の対象。
- ・給食費、教材費、通園バス代などは、無償化の**対象外**。
- ・**無償化の対象となる費用は、保護者に代わって、市が園に支払い。**

無償化の認定のための手続きって必要なの？

幼児教育無償化の認定のための手続きは2つ。

①保育料を無償化にするための認定手続き

新制度の幼稚園や認定こども園に通われている方：**不要**

従来制度の幼稚園に通われている方：**必要**※

※今年の就園奨励助成金を申請された方は、手続きが不要です。

②預かり保育を無償化にするための認定手続き

共働き家庭の子供など、長時間の保育を必要とする子供（家庭）については

利用開始前に**保育の必要性の認定が必要**

※認定こども園に在籍されている2号認定の方は手続き不要です。

※満3歳児保育を受ける子供（家庭）については、保育の必要性の認定のほか、住民税非課税世帯であることが要件に加わります。

保育の必要性の認定って？

保育の必要性…保護者が働いていたり、病気などで昼間、家庭で保育できない状況をいいます。具体的な要件は次のとおり。保護者がそれぞれ以下のいずれかの事由に該当する必要があります。

保育の必要性の事由	保育の必要性を認める保護者の状況について	提出書類
就労	週3日以上かつ週16時間以上勤務している場合	勤務証明書（市所定の様式） ※ 自営業者については勤務証明書（本人が記入）に併せて事業内容の分かる書類（確定申告書・開業届・業務委託契約書等の写し）
就学	週3日以上かつ週16時間以上就学している場合	在学証明書等 + 授業のカリキュラム（就学日数及び就学時間が分かるもの）
妊娠・出産	母親の出産予定日から起算して8週間（多胎の場合は14週間）前の日が属する月の初日から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間である場合	母子健康手帳の写し（保護者名と分娩予定日が記載されているページ）
疾病・障害等	保護者の疾病、負傷又は精神若しくは身体の障害により児童の保育ができない場合	病名と病状、それにより保育が困難である旨が記載された医師の診断書又は障害者手帳の写し
親族の介護・看護	親族を常時介護又は看護していることにより児童の保育ができない場合	介護対象者の医師の診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し + 介護・看護をする旨の申立書（様式自由）
災害復旧	火災等の災害復旧に当たっているため児童の保育ができない場合	り災証明書等
求職活動	求職活動中である場合	求職状況申立書（市所定の様式）

預かり保育の利用料はどうなるの？

保育の必要性の認定を受けた世帯に限り、月額11,300円※を上限に無償化。

ただし、**実際にかかった費用と「利用日数×450円」を比べて、低い金額が無償化の対象となります。**

※住民税非課税世帯で保育の必要性の認定を受けた満3歳児は16,300円を上限に無償化。

- 例えば、ある園の預かり保育料が月額10,000円で、利用日数は18日間であった場合
10,000円 と $18日 \times 450円 = 8,100円$ を比較し、**8,100円が無償化対象額**
- 例えば、ある園の預かり保育料が100円/時間で、1日4時間・20日間利用した場合
 $100円 \times 4時間 \times 20日 = 8,000円$ と $20日 \times 450円 = 9,000円$ を比較し、
8,000円が無償化対象額

預かり保育を実施していない（または時間が短い）園はどうなるの？

利用されている園が

- ① **預かり保育を実施していない**
- ② **預かり保育の時間を含めて、開園時間が8時間未満**
- ③ **夏休みなどの預かり保育の実施日を含めて、開所日数が200日未満**

のいずれかに該当する場合は、預かり保育の利用料のほか、

「認可外保育施設」、「一時預かり」、「病児保育」、「ファミリーサポートセンター」の利用料も含め、11,300円（月額）を上限に無償化されます。

①～③に該当するかどうかは、各園（幼稚園、認定こども園）にお尋ねください。

預かり保育の利用料も払わなくて済むの？

※就園奨励助成金と同様に、**後から支給を受けることとなります。**

Step 1 各園で定めた預かり保育料を保護者が幼稚園に支払う。



Step 2 申請書が配布されたら、申請書に記入し提出する。



Step 3 「保護者が支払った額」と「利用日数×450円」を比べて、低い金額を市から保護者に支払い。

※手続きの詳細や支払時期は未定です

幼児教育無償化に関する情報等について

幼児教育無償化に関する情報は、市のホームページでも確認することができます。

新たな情報や手続きの方法などについて、順次、情報を更新していきます。

- ◆キーワード 「幼児教育無償化 西宮」で検索

幼児教育無償化 西宮



- ◆西宮市のホームページから、「43721896」で検索

- ◆QRコードでURLを読み取り

